

日本共産党栃木県議団として、認定第3号「平成27年度水道事業会計決算の認定について」認定追第1号「平成27年度栃木県歳入歳出決算の認定について」に反対する立場から討論を行います。

2015年度は、前年4月の消費税8%への増税による景気の落ち込みや、国の地方交付税削減、社会保障費圧縮政策など悪政の押しつけから、いかに県民生活を守るのが問われました。しかし決算からそうした姿勢は感じられませんでした。

まず「水道事業会計決算」ですが、経営成績で5億円余の純利益をあげ、当年度の未処分利益剰余金が14億円にもなります。そのうち8億円余が資本金へ組み込まれました。監査委員の決算審査意見書を見ても、主な財務比率は短期的にも長期的にもきわめて安定しており、資本金等を貯め込む必要性は考えられません。水道事業は他の企業会計と違い、ライフラインであり、県民にとって死活問題です。受水する市町も、配水管の更新や漏水対策に頭を悩ませ、県水料金の引き下げを切望しています。最終受益者である県民に還元することを第一に事業の執行にあたるべきです。

つぎに「栃木県歳入歳出決算」についてですが、問題点の第一は、消費税増税による地方消費税清算金が前年比64.4%増の約780億円と、大幅増であったにもかかわらず、社会保障の拡充が、子ども医療費助成の現物給付対象の拡大等、限定的なものに止まったことです。市町への交付分を除いても相当の県独自の施策を充実させることができたはずですが。安倍政権の政策誘導による地方創生や重点分野等に特化した成長戦略に振り向けられたこと、県民合意のない馬頭最終処分場建設事業や思川開発南摩ダム事業関連の公共事業費などが執行されたことは容認できません。

2点目は、県民生活部所管の災害救助費の1千万円余の不用額の問題です。そのなかには9月関東・東北豪雨災害において、災害救助法住宅応急修理を実施しなかったことによる不用額が含まれます。対象となる半壊世帯は964戸もありながら、災害救助法の活用が不十分に終わったのは大問題です。とくに被災者への制度の周知が不十分な上、住家の被害認定が終わっていない段階で、国に救助の終了、打ち切りを通知したことは許されません。これまでも指摘してきたことですが、決算に際して、あらためて知事はじめ執行部の猛省を求め、今後活かすよう求めるものです。

3点目は、農政部所管の「バイオマスの環づくり事業費補助金」、エコシティ宇都宮の補助金の扱いについてです。2012年2月に国に返納して以降、この補助金約2億円は、宇都宮市から返納されるべき諸収入として予算に計上され、決算においては「補助金等精算返納金」の「収入未済額」として処理されてきました。「補助金等精算返納金」のなかで収入未済だったのは、エコシティ宇都宮補助金だけであり、明らかに異質です。

農村振興課によると、宇都宮市にたいする債権を有しているが、返納されなかったもので未済として処理したとのこと。しかし、その県の主張は今年4月の最高裁で上告不受理とされ否定されました。それでも確定する前のことだから会計上問題はないとし、今後は「債権の相手が宇都宮市から国に代わることになる」との説明です。私は、このようなやり方が県民に理解されるとは思えません。欠損であることを認め、県民に謝罪するのが筋ではないでしょうか。

以上、申し上げたように、県民から見て多々問題がある「歳入歳出決算」を可とすることはできません。来年度予算こそ、暴走する安倍政権の政治から県民生活を守る予算とすることを強く求め、反対討論といたします。